



栃木県公報

平成 27 年
7月24日(金)
第2701号

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 683
- 同..... 683
- 農用地利用配分計画の認可..... 684
- 道路の区域の変更..... 685
- 道路の供用開始..... 685

公 告

- 基本測量の実施..... 686
- 開発行為の工事完了..... 686

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 686

告 示

栃木県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年7月24日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成26年8月28日	いけもりクリニック (池森外科医院)	鹿沼市下田町1-871-1 (鹿沼市下田町1-1020)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年7月24日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年4月1日	くすの木薬局 (自治医大前調剤薬局 上三川店)	河内郡上三川町しらさぎ1-18-9
平成27年4月10日	とちぎ訪問看護ステーションおやま	小山市神鳥谷2251-7 (小山市城東3-25-12 メゾン天山101)
平成27年4月30日	株式会社フレンド グリーンタウン調剤 薬局	下野市祇園1-13-6 S・E・K BLD 1階 (下野市祇園1-13-6)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第369号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける 土地の所在及び地番	認可年月日
氏名又は名称	住 所		
齋 藤 茂 夫	日光市針貝954番地1	日光市針貝字上河原81番1ほか11筆	平成27年7月17日
福 田 常 美	日光市小代235番地	日光市小代字湖上826番ほか17筆	平成27年7月17日
高 橋 俊 樹	日光市手岡774番地	日光市手岡字神明960番1ほか5筆	平成27年7月17日
金 田 英 一	日光市岩崎1019番地	日光市岩崎字中路919番1ほか1筆	平成27年7月17日
農事組合法人日光 アグリサービス 代表理事組合長 沼尾一郎	日光市芹沼840番地1	日光市芹沼字堂東3109番ほか5筆	平成27年7月17日
山 口 富 男	下野市下古山1043番地	下野市下古山字東浦686番	平成27年7月17日
山 口 富 男	下野市下古山1043番地	下野市下古山字八反田1605番1ほか10筆	平成27年7月17日
青 柳 彰 二	下野市上古山755番地	下野市上古山字柳町188番2ほか1筆	平成27年7月17日
石 田 陽 一	下野市中大領246番地	下野市中大領860番ほか2筆	平成27年7月17日
川 井 明	下野市下坪山607番地	下野市本吉田字西578番ほか3筆	平成27年7月17日
坂 本 壽 一	下野市仁良川1347番地	下野市仁良川字前田1880番	平成27年7月17日
鈴 木 正 光	下野市薬師寺1322番地 3	下野市薬師寺字下谷田2388番4ほか1筆	平成27年7月17日
荒 井 一 夫	大田原市富池726番地	大田原市小滝字峯下1113番8	平成27年7月17日
大 草 邦 夫	大田原市佐久山2054番 地	大田原市佐久山字町裏371番ほか1筆	平成27年7月17日
隅 和 雄	大田原市蜂巢768番地 2	大田原市乙連沢字下原32番34ほか9筆	平成27年7月17日
本 澤 正 行	大田原市黒羽向町237 番地1	大田原市黒羽向町字築地783番	平成27年7月17日

磯 浩 美	大田原市蜂巢708番地 8	大田原市中野内字郷前896番3ほか3筆	平成27年7月17日
秋 元 清 一	大田原市町島164番地 1	大田原市片府田字杉並782番1ほか8筆	平成27年7月17日
室 井 博 文	那須塩原市上郷屋58番 地10	那須塩原市唐杉字杉森106番1ほか2筆	平成27年7月17日

(経営技術課)

栃木県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月24日から同年8月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 矢又大内線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
232	前	那須郡那珂川町大内字木戸377-2から 那須郡那珂川町大内字木戸1033-1まで	4.2～6.2	765.0	
	後	那須郡那珂川町大内字木戸377-2から 那須郡那珂川町大内字木戸1033-1まで	10.2～15.3	765.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小口黒羽線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
298	前A	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3037まで	11.0～55.0	230.0	
	前B	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3037まで	7.7～55.0	230.0	
	後A	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3037まで	11.0～22.6	230.0	
	後B	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3035-1まで	8.9～15.8	189.4	

栃木県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年7月24日から同年8月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 293 号	足利市大月町750-3 地先から 足利市大月町750-3 地先まで	平成27年 7月24日

(道路保全課)

公 告

○基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 作業地域
鹿沼市及び那須塩原市
- 作業期間
平成27年 8月24日から同年12月 2日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
那須郡那珂川町三川又字稲荷山181番 1、181番 2、181番 5、182番、183番 (開発行為に関する工事) 那須郡那珂川町三川又字稲荷山236番24の一部	那須郡那珂川町白久10番地	那須南農業協同組合
下野市文教二丁目15番 7、15番10、268番 3、275番 1、275番 3	宇都宮市一条二丁目 7番24号	栃木ミサワホーム株式会社
下都賀郡壬生町大字上稲葉字赤御堂1056番39、1056番65	下都賀郡壬生町大字上稲葉1056番地	高 木 正 利

(都市計画課)

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第十号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十号中「又は原動機付自転車」の下に「（人の移動の用に供するロボットの実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第十九条第十一号中「実証実験」の下に「又は人の移動の用に供するロボットの实証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。